

神戸市営駐車場の指定管理者公募に向けた  
サウンディング型市場調査

実施要領

令和5年7月3日

神戸市

## 1. 調査の目的

神戸市では、路上駐車減少を図り、安全かつ円滑な道路交通を確保し都市の活性化に寄与するため、道路、公園の地下並びに公共建築物の地下に11箇所の自動車駐車場を設置しています。また、神戸市道路公社においても3箇所の自動車駐車場を設置しており、令和7年度以降、順次神戸市に移管されることとなります。

市営駐車場において、平成17年度より指定管理者制度を導入し、現在、令和3年4月から5年間の指定管理期間となっております。自動車登録台数が減少傾向となっている中、より一層の経営改善と市民サービス向上を図る必要があると考えております。

本サウンディング型市場調査では、次期指定管理期間(R8.4～)に向けて、民間事業者の皆様からのご意見、ご提案をいただき、公募条件の整理等に活用させていただきたいと考えています。

## 2. 市営駐車場等の概要

駐車場	収容台数 (台)	延床面積 (m <sup>2</sup> )	形式	所在地	供用開始年
神戸市立 三宮駐車場	1,044	44,458	地下2階2層自走式	中央区加納町6丁目	S42.10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車スペースの一部を自動二輪車スペース（収容台数：250台）、カーシェアリング事業（収容台数：3台）、歩行者用通行路等に充当している。</li> <li>・駐車場内の市が使用している倉庫の管理も併せて実施する。</li> </ul>					
神戸市立 花隈駐車場	258	8,977	地下3階3層自走式	中央区花隈町（花隈公園地下）	S44.4
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車スペースの一部をカーシェアリング事業（収容台数：2台）に充当している。</li> </ul>					
神戸市立 湊川公園駐車場	282	11,469	地下2階2層自走式	兵庫区新開地1丁目（湊川公園地下）	S45.4
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車スペースの一部を自動二輪車スペース（収容台数：28台）、カーシェアリング事業（収容台数：1台）に充当している。</li> </ul>					
神戸市立 和田岬駅前駐車場	141	7,222	地下2階2層自走式	兵庫区和田宮通5丁目	H13.7
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車スペースの一部を自動二輪車スペース（収容台数：121台）に充当している。</li> <li>・併設されている自転車駐車場の管理運営も併せて実施する。</li> </ul>					
神戸市立 鈴蘭台駐車場	91	3,939	地下2階2層自走式	北区鈴蘭台西町1丁目（北区民センター大ホール地下）	H6.4
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車スペースの一部をカーシェアリング事業（収容台数：1台）に充当している。</li> <li>・併設されている北区民センター大ホール他の設備管理も併せて実施する。</li> </ul>					
神戸市立 新長田駐車場	220	9,414	地下2階2層自走式	長田区白吉町1丁目（若松公園地下）	S50.4
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年9月末を以て閉鎖予定。</li> </ul>					
神戸市立 細田駐車場	93	4,444	地下2階2層自走式	長田区細田町7丁目（新長田図書館等地下）	H7.12
<ul style="list-style-type: none"> <li>・併設されている新長田図書館、細田児童館、細田地域福祉センター等の設備管理も併せて実施する。</li> </ul>					
神戸市立 新長田駅前駐車場	151	8,450	地下2階2層自走式	長田区若松町4丁目（JR新長田駅前広場地下）	H8.4
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車スペースの一部を自動二輪車スペース（収容台数：46台）、カーシェアリング事業（収容台数：1台）に充当している。</li> <li>・併設されているビブレ新長田駐車場（63台：神戸市都市局が設置）の管理運営も併せて実施する。</li> </ul>					
神戸市立 長田北町駐車場	146	5,661	地下2階2層自走式	長田区北町3丁目（長田区総合庁舎地下）	H5.12
<ul style="list-style-type: none"> <li>・併設されている長田区総合庁舎の建物・設備の共用部分の管理は駐車場の管理運営から除く。</li> </ul>					
神戸市立 舞子駅前駐車場	167	8,843	立体3階3層自走式	垂水区舞子町（JR舞子駅前広場地下）	H10.6
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車スペースの一部を自動二輪車スペース（収容台数：28台）に充当している。</li> <li>・併設されているティオ舞子駐車場（10台：神戸市都市局が設置）及び周辺道路の管理運営も併せて実施する。</li> </ul>					
神戸市立 神戸駅南駐車場	252	10,953	地下2階2層自走式	中央区東川崎町1丁目・相生町1丁目	H4.3
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車スペースの一部を自動二輪車スペース（収容台数：63台）、カーシェアリング事業（収容台数：5台）に充当している。</li> </ul>					

### 3. サウンディング調査

#### (1) 参加条件

立体式自走式駐車場の施設管理業務及び駐車場経営業務に関して実績のある法人であり、かつ、公共駐車場の管理運営を行ううえで、ふさわしい信用力、資力及び経営力等を備えており、以下にかかげる条件のいずれにも該当しない法人であることを必要とします。なお、個人は対象外です。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続き中である団体
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月市長決定、以下「暴力団排除要綱」という。）第 5 条各号に該当する団体
- ④ 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税を滞納又は未申告である団体
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
- ⑥ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体
- ⑦ 本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去 1 年以内に、他の自治体も含めて指定管理者の責任に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた団体
- ⑧ 当該施設の現在の指定管理者である場合は、管理運営に対する評価結果が直近 2 年連続で「B」以下又は直近の評価が「C」である団体

#### (2) 駐車場管理運営に関する基本的な考え方

##### ① 駐車料金・営業時間

市営駐車場の駐車料金や営業時間は、「神戸市路外駐車場条例」及び「道路法第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例」により規定されておりますが、条例に捉われず柔軟なご提案をお願いします。

##### ② 障害者減免制度

現在、神戸市在住の障害者等に対し、福祉駐車券(磁気券)を配布しております。今後も、割引制度は存続させる予定ですが、この券に頼らない方法での提案をお願いします。

##### ③ 自動二輪車

自動二輪車の駐車場は全市的に不足しており、既設の二輪駐車枠は少なくとも現状の台数を確保してください。

##### ④ キャッシュレス決済

指定管理者が設置している自動精算機システムは、キャッシュレス決済に対応していますが、駐車場管理事務所には神戸市がキャッシュレス端末を設置しています。神戸市が設置しているキャッシュレス端末に代わる対応については、指定管理者にて検討してください。

なお、キャッシュレス決済手数料、機器の新設・更新に係る費用は、指定管理者の負担とし

ます。

(3) サウンディングの項目

サウンディングにあたっては、以下の内容についてご意見、ご提案ください。

- ① 指定管理者制度の手法（使用料金制又は利用料金制）  
現行は使用料金制を採用していますが、利用料金制導入についてご意見をお聞かせください。
- ② 駐車場事業の収支  
駐車場事業の収支について、複数のケースで試算をお願いいたします。なお、対象駐車場、試算ケース等については、神戸市と協議の上決定するものとします。  
使用料金制の場合 収入（指定管理料、等）、支出（売上金、管理費、光熱費、等）  
利用料金制の場合 収入（売上金、等）、支出（納付金、管理費、光熱費、等）
- ③ 指定管理期間  
指定管理期間は5年を標準としていますが、長期間の方が効率的な管理運営が実現できる場合、その理由とともにご提案ください。
- ④ 管理運営可能な施設規模（駐車場数）  
現行は単体での指定管理者制度によって管理運営しておりますが、複数駐車場一体での指定管理者制度による管理運営の可能性について、ご意見をお聞かせください。
- ⑤ 市民サービスの向上策  
駐車場の利便性、安全性、魅力向上につながるアイデアについてご提案ください（自動二輪駐車スペースやカーシェアリング等による空きスペースの有効活用等）。
- ⑥ 駐車料金、営業時間の考え方  
現行の駐車料金・営業時間から、効率的な管理運営や市民サービス向上等の観点から改善余地についてご提案ください。
- ⑦ 障害者減免方法（現行の福祉駐車券を使わない方法）  
一定の要件を満たした障害者に対する3時間以下の減免は現状、神戸市が発行する福祉駐車券により自動精算機・計算機で対応しています。福祉駐車券を使わない障害者減免方法についてご提案ください。なお、障害者減免の対象は現行と同様とすることを考えていますが、管理運営上支障がある場合は併せてご意見・ご提案ください。
- ⑧ 駐車料金徴収における省人化  
現行は主に駐車場管理事務所にて対面で定期券等を販売していますが、自動販売機等による省人化の可能性の有無について、ご意見をお聞かせください。  
また、駐車場利用者の駐車料金は現状、原則として出庫口設置の自動精算機による徴収とし、自動精算機システムで対応できない駐車料金については、手集金等により徴収としています。省人化するための対策についてご提案ください。
- ⑨ 事業参画にあたっての課題・条件（市に求める役割等）  
事業参画にあたっての課題や市への要望事項等（必要となる施設、条件等）についてご意見ください。

※対話項目については、原則、全てご提案をお願いいたします。

## 4. スケジュール

サウンディング型市場調査の実施スケジュールは以下のとおりです。

実施要領の公開	令和5年7月3日(月)
サウンディング参加申し込み	令和5年7月3日(月) ～7月10日(月)午後5時まで
関連資料の送付	令和5年7月11日(火)までに送付予定
サウンディング実施日時 及び場所の連絡	令和5年7月14日(金)ごろ
サウンディングの実施	令和5年7月31日(月)～8月7日(月)
実施結果概要の公表	令和5年8月下旬以降

※応募者数及び対話の状況により期間を延長する場合があります。

## 5. サウンディング調査の手続き

### (1) サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、【別紙】のエントリーシートに必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へEメールにてご提出ください。

#### ① 申込受付期間

令和5年7月3日(月)～7月10日(月)午後5時まで

#### ② 申込先

【8. 申込・問い合わせ先】のとおり

### (2) 関連資料の送付

サウンディングへの参加申し込みのあったグループの担当者あてに、エントリーシート受領後速やかに各駐車場の利用台数等の関連資料を送付いたします。関連資料はサウンディング参加者のみに配布するものであり、サウンディング以外の使用、複写等を禁じます。

### (3) サウンディング実施日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込のあった事業者または事業者グループの担当者あてに、令和5年7月14日(金)までに、実施日時及び場所をEメールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

### (4) サウンディングの実施

#### 1) 実施概要

##### ① 実施期間

令和5年7月31日(月)～8月7日(月)午前10時～午後5時

##### ② 所要時間

1社(1グループ)につき、1時間から1時間30分程度

##### ③ 場 所

コンコルディア神戸5階会議室 ほか(申込・問い合わせ先を参照)

④ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

2) 提案書等の作成、事前提出

サウンディングの実施に際しては、提案書を作成のうえ、説明いただくようお願いします。なお、限られた時間内で実施するため、PDFファイル形式で下記のとおり事前に提出をお願いします。

① 提出期間

令和5年7月28日（金）まで

② 提出先

8. 申込・問い合わせ先のとおり

(5) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、令和5年8月下旬頃に神戸市ホームページで概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称や提案内容の詳細については、公表しません。

## 6. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、指定管理者選定等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

(4) 守秘義務

本サウンディングで知り得た情報は守秘義務対象とし、第三者に対する開示は禁止します。

(5) 施設の見学

提案に際し、駐車場内の視察を希望する場合は、参加申し込み後にご連絡ください。当方より各駐車場管理事務所に連絡をします。（視察対応はいたしません）

## 7. 添付資料

別紙……………エントリーシート

## 8. 申込・問い合わせ先

神戸市建設局道路計画課 佐野・久下

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3-1-7 コンコルディア神戸4階

電話：078-595-6414（直通）

Email：parking@office.city.kobe.lg.jp